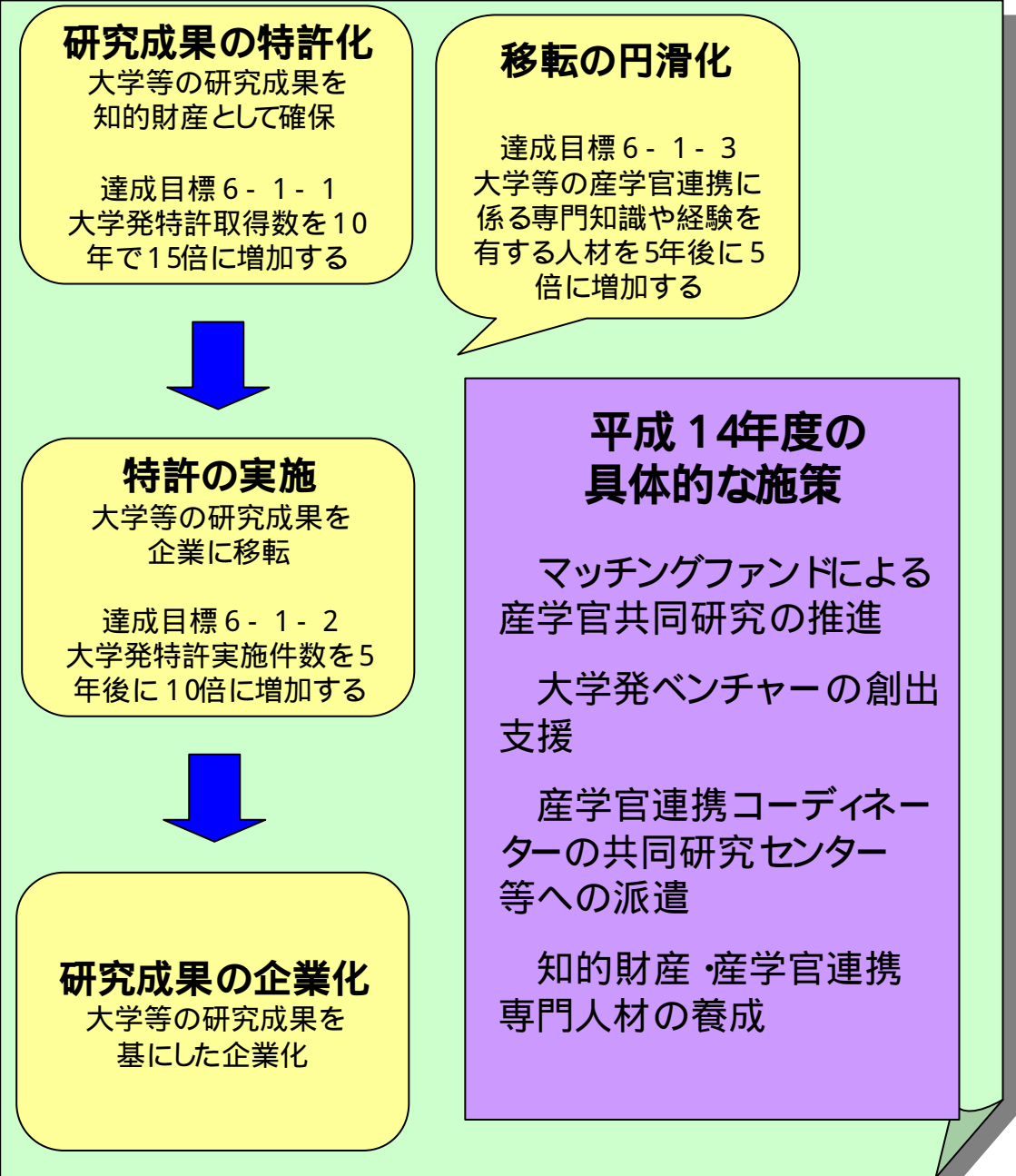


上位の政策名	政策目標6 科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革					
施策名	施策目標6 - 1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進					
主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 研究振興局 研究環境・産業連携課(課長: 田中 敏)					
基本目標及び達成目標	基本目標6 - 1 (基準年度: 平成12年度 達成年度: 平成22年度) 産学官連携を強化するとともに、大学における知的財産の創出を刺激・活性化し、大学発の研究成果の産業化を拡充することにより、研究成果の社会還元を実現する。					達成度合い又は進捗状況 想定どおり達成
	達成目標6 - 1 - 1(基準年度: 平成12年度 達成年度: 平成22年度) 大学発特許取得数を10年間で15倍に増加する。					想定どおり達成 国立大学法人化を踏まえ特許の取扱いが変わることを考慮
	達成目標6 - 1 - 2(基準年度: 平成12年度 達成年度: 平成17年度) 大学発特許実施件数を5年後に10倍に増加する。					想定どおり達成 国立大学法人化を踏まえ特許の取扱いが変わることを考慮
	達成目標6 - 1 - 3(基準年度: 平成14年度 達成年度: 平成19年度) 大学等の産学官連携、知的財産、技術経営(MOT)に係る専門知識や経験を有する人材を5年後に5倍に増加する。					-
現状の分析と今後の課題	達成目標6 - 1 - 1 科学技術振興事業団による技術移転事業等の各種施策の推進にともない、大学における特許取得件数については年々増加している状況である。なお、国立大学における特許等知的財産の取扱いについては、平成16年度からの国立大学法人化を契機に原則個人帰属から原則機関帰属に転換することを踏まえ、件数は更に増加する見込み。					
	達成目標6 - 1 - 2 大学発ベンチャー創出支援制度やマッチングファンドによる共同研究推進等の研究費助成制度の推進や技術支援機関(TLO)の支援の増加等にとともに年々増加している状況である。なお、国立大学における特許等知的財産の取扱いについては、平成16年度からの国立大学法人化を契機に原則個人帰属から原則機関帰属に転換することや大学における特許等を戦略的に活用する体制が整備されることを踏まえ、件数は更に増加する見込み。					
	達成目標6 - 1 - 3 (平成15年度新規)					
	各達成目標の達成度合い(達成年度が到来した達成目標については総括)					
基本目標達成に向けての進捗状況	平成14年度の基本目標の進捗状況については、各達成目標の達成度合いが順調に増加しているが、国立大学における特許等知的財産の取扱いが、平成16年度からの国立大学法人化を契機に原則個人帰属から原則機関帰属に転換することや大学における特許等を戦略的に活用する体制が整備されることを前提に更に増加が見込まれるところ。					
今後の課題	平成16年度からの国立大学法人化を踏まえた知的財産の原則個人帰属から原則機関帰属への転換が円滑に行われるよう文部科学省として大学における知的財産の戦略的活用体制構築に向けた取組を適切に後押ししていくことが重要。					
評価結果の15年度以降の政策への反映方針(政策評価法第11条に基づく総務大臣への通知事項)	平成16年度からの国立大学法人化を踏まえた知的財産の原則機関帰属への円滑な転換や大学等の知的財産の活用を促進するため、大学等に知的財産本部を整備する取組を平成15年度から開始する。また、大学の研究成果の特許化を促進するため、特許費用の支援を強化する。					
指標	指標名	10	11	12	13	14
	国立大学における特許出願件数(達成目標6 - 1 - 1関係) 注1)注2)注3)	137 (80)	201 (115)	226 (116)	265 (171)	集計中

	大学等発研究成果に基づく特許の実施件数 (達成目標 6 - 1 - 2 関係) 注4)	1 (4TLO)	19 (10TLO)	125 (17TLO)	231 (26TLO)	集計中
	知的財産・産学官連携専門人材の確保・養成人数 (達成目標 6 - 1 - 3 関係) 注5)	-	-	-	-	185
参考指標	大学発ベンチャー企業件数 注6)	26	48	100	105	集計中
備考	注1) 特許出願件数については実用新案を含む。 注2) 外国出願については外数で括弧内に記入。 注3) 平成16年度からの国立大学法人化以降は原則機関帰属となることからカウント対象がそれまでの国有特許から機関特許に変更されることに留意。 注4) 実施件数とは、特許の使用等について、企業と契約を結んでいる件数をいう。なお、平成16年度からの国立大学法人化以降はそれまでのTLO関連件数からTLOを含む大学法人件数に変更されることに留意。 注5) 科学技術振興事業団の人材養成プログラム参加者、産学官連携コーディネーター、振興調整費新興分野人材養成(知的財産)ユニットにおける養成者の合計。 注6) 筑波大学等による調査					

施策目標 6-1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進

新産業創出による我が国経済の活性化を図るためには、大学等の研究成果を効果的に権利化し、効率的なシステムの下で迅速かつ効率的な実用化を図ることが重要



産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進